

根室市教育委員会訓令第4号

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年10月15日

根室市教育委員会  
教育長 波 岸 克 泰

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

根室市立学校職員服務規程（昭和49年根室市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「旅行命令簿等に」を「旅行命令簿等により」に、「の確認印を押さなければならない」を「を確認しなければならない」に改め、同条第3項中「校長に」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。  
別記第9号様式（第12条関係）

別記第9号様式（第12条関係）

復	命	書	年	月	日
様					
		勤務学校	_____		
		職名	_____		
		氏名	_____		

次のとおり、復命します。

記

- 1 用務
- 2 期間 年 月 日（ ）から  
年 月 日（ ）まで
- 3 用務先
- 4 用務処理の状況 次（別記）のとおりです。
- 5 添付書類

記載上の注意

- 1 復命は旅行命令権者に対して行うものとする。
- 2 「用務処理の状況」は、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校職員服務規程の規定は、令和6年9月1日から適用する。